第六条の表第十一条の三の六第六項の項中

| | |
|---|---|
| 財務省令 | 文部科学省令 |
| 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号） | 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号） |

に改め、同表附則第三十四条の四第一項の

「

| | |
|---|---|
| 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号） | 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号） |

」

を

項、附則第三十四条の四第二項から第四項までの項、附則第三十四条の四第五項の項及び附則第三十四条の四第六項の項中「平成二十一年度特例措置対象組合員等」を「七十歳以上特例措置対象加入者等」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

**第五条**　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の六第六項中「厚生労働省令」とあるのは「財務省令」と、」を削る。

附則第三十四条の四の見出しを「（七十歳以上特例措置対象組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十一年度特例措置対象組合員等」を「七十歳以上特例措置対象組合員等」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十一年度特例措置対象組合員等」を「七十歳以上特例措置対象組合員等」に改める。

附則第三十四条の五の見出しを「（七十歳以上特例措置対象組合員等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十三年七月三十一日」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

**第六条**　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第五項中「並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関であつて、厚生労働省令で定めるもの」及び「又は診療科名を異にする診療」を削る。

附則第二条の二の見出しを「（七十歳以上特例措置対象被保険者に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十一年度特例措置対象被保険者」を「七十歳以上特例措置対象被保険者」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十一年度特例措置対象被保険者」を「七十歳以上特例措置対象被保険者」に改める。

附則第二条の三の見出しを「（七十歳以上特例措置対象被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十三年七月三十一日」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

**第七条**　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の五第六項中「「厚生労働省令」とあるのは「総務省令」と、」を削る。

附則第五十二条の五の二の見出しを「（七十歳以上特例措置対象組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月」を「平成二十三年三月」に、「平成二十一年度特例措置対象組合員等」を「七十歳以上特例措置対象組合員等」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十一年度特例措置対象組合員等」を「七十歳以上特例措置対象組合員等」に改める。

附則第五十二条の五の三の見出しを「（七十歳以上特例措置対象組合員等に係る高額介護合算療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十三年七月三十一日」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

**第八条**　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条（見出しを含む。）中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十三年七月三十一日」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

**第九条**　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「並びに二以上の診療科名を有する保険医療機関等であつて、厚生労働省令で定めるもの」及び「又は診療科名を異にする診療」を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十三条第八項の規定は、療養を受ける日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の三第七項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第十条第八項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第六項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第六条**　第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第六項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の四第五項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。